

損壊家屋等の公費による解体及び撤去等に関する要綱を次のように定める。

令和 6 年 11 月 21 日

損壊家屋等の公費による解体及び撤去等に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内に存する大規模な自然災害により損壊した被災建築物及び被災工作物（以下「損壊家屋等」という。）並びに被災民有地内に流入した災害廃棄物について、当該損壊家屋等又は被災民有地の所有者の申請に基づき、市が公費により解体、撤去及び処分（以下「解体及び撤去等」という。）を実施することにより、生活環境の保全上の支障を除去し、二次的な被害の防止及び被災者の生活再建への支援を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 降雨、暴風、洪水、地震その他異常な自然現象により生じたもの。
- (2) 被災建築物 自然災害により損壊した家屋、事業所（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等が所有するものに限る。）で、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 22 条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物（の処理の対象として認められるもの）であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア り災証明書又は被災証明書（市長が発行するものをいう。以下同じ。）の被害状況が全壊の認定を受けたもの。ただし、特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害の場合は、半壊を含む。
 - イ 倒壊等による危険及び生活環境の保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず解体及び撤去等をする必要があると認められるもの。
 - ウ その他市長が認めるもの。
- (3) 残置物 この要綱の規定により解体及び撤去等をしなければならない被災建築物において、やむを得ない理由により搬出できずに残置されたものをいう。
- (4) 被災工作物 自然災害により損壊した工作物、地下埋設物、がれき等で、早急に撤去しなければ人的若しくは物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境の保全上の支障を及ぼすと思料するものをいう。
- (5) 災害廃棄物 自然災害により損壊し、若しくは変質し、本来の用をなさなくなったことを理由として廃棄せざるを得なくなったもので、土砂、流木、岩石その他の自然由来の物質が混然となったものをいう。
- (6) 被災民有地 国又は地方公共団体が所有する土地以外の土地で、かつ、個人又は事業者（中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又はこれに準じる公益法人等に限る。）が所有する本市の区域内に存する土地（居住又は事業のための建物の用に供するものに限る。）であって、災害廃棄物が流入し、又は漂着した状態にあるものをいう。

(解体及び撤去等の対象)

第3条 解体及び撤去等の対象範囲は、損壊家屋等、残置物及び災害廃棄物とする。

2 前項の損壊家屋等の基礎部分については、地上部分及びそれに相当する部分（地上部分の解体と一体的に解体が行われる部分をいう。）に限り、解体及び撤去等の対象とする。ただし、解体及び撤去等により隣地や道路に影響を与えるおそれがあるものについては対象としない。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げるものは解体及び撤去等を実施しないものとする。

(1) 庭木、庭石の類等（解体及び撤去等に支障があるものを除く。）

(2) 地下埋設物（生活環境保全上撤去が必要なものを除く。）

(3) 地下構造物（ブロック塀の基礎部分を含む。）

4 改修工事に伴う損壊家屋等の一部解体は行わない。

(解体及び撤去等の申請者)

第4条 損壊家屋等の公費による解体及び撤去等の申請を行うことができる者は、舞鶴市内の損壊家屋等の所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない事業者（同等の規模を有する公益法人その他事業者を含む。）

2 所有者が被災時点以降に死亡した場合等、やむを得ない理由により所有権が移転した場合（売買及び贈与による所有権の移転を除く。）については、所有権移転後の所有者が申請できるものとする。

(解体及び撤去等の申請)

第5条 前条第1項の申請をする者（以下「申請者」という。）は、損壊家屋等の解体及び撤去に係る申請書（様式第1号）に別表1に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請者は、申請書を提出する際に本人確認ができる身分証明書を提示しなければならない。

3 市長は、前項の申請に不備があるときは、期間を定めてその補正を命ずるものとする。

(解体及び撤去等の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る解体及び撤去等を実施することが適当であると認めるときは、損壊家屋等の解体及び撤去に係る決定通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、所定の通知書により当該申請者に通知するものとする。

(1) 前項の審査の結果、解体及び撤去等の実施を不適当と決定したとき。

(2) 申請者の責めに帰すべき事由により、解体等の実施日においても解体ができず、その後解体及び撤去等の実施日の日程について、通知又は連絡調整を行った後においても、申請者が日程調整に応じず、解体及び撤去等の実施を不適当と決定したとき。

(解体及び撤去等の費用)

第7条 この要綱に基づく解体及び撤去等に係る費用は、市が負担する。ただし、第5条に規定する添付書類等に係る費用は申請者の負担により行うものとする。

- 2 被災工作物等の解体及び撤去等に係る費用は、被災建築物の解体及び撤去等に伴い撤去しなければならないものに限り、市が負担する。ただし、市長が被災工作物のみの撤去が必要と認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第8条 第6条第1項の決定通知書を受理した申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 損壊家屋等又は災害廃棄物の解体及び撤去等の実施前までに当該損壊家屋等内の家財等を搬出すること。ただし、損壊家屋等の倒壊その他やむを得ない事情により、立入り及び搬出ができない場合又は危険を伴う場合は、この限りでない。
- (2) 損壊家屋等の解体及び撤去等に伴い、損壊家屋等に附帯する水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、配線等の除去工事並びにこれらに伴う諸手続が必要な場合は、それぞれの事業者等に対し必要な工事並びに手続を解体及び撤去等の実施までに完了すること。
- (3) 他者の所有に係る財産を併せて廃棄しないこと。
- (4) 虚偽の申請を行わないこと。
- (5) 損壊家屋等又は災害廃棄物の解体及び撤去等の実施に当たり、隣接地の掘削又は立入りが必要となったときは、隣接地の所有者の同意を得ること。
- (6) 損壊家屋等又は災害廃棄物の解体及び撤去等の実施について、近隣への周知を行うこと。
- (7) 損壊家屋等又は災害廃棄物の解体及び撤去等に伴う各種手続については、申請者が行うこと。

- 2 市長は、申請者が前項各号のいずれかに違反した場合は、第6条第1項の規定による決定を取り消すことができる。この場合において、既に損壊家屋等の解体等が実施されているときは、当該実施に要した費用その他の損害の賠償を申請者に請求する。

(申請の取下げ)

第9条 申請者が、やむを得ない理由により解体及び撤去等の申請を取下げの場合は、損壊家屋等の解体及び解体及び撤去等に係る申請取下書（様式第10号）を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、当該申請に係る解体及び撤去等の実施日以降は、申請を取下げることができないものとする。

- 2 市長は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、解体及び撤去等を実施しないものとし、その旨を所定の決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

- (1) 解体及び撤去等の実施の決定後に、前項の取下書が提出されたとき。
- (2) 申請者が、解体及び撤去等の申請を取下げの意思表示をしたにもかかわらず前項の取下書の提出を行わない場合において、申請者に対し期限を定めて申請取下書の提出を求め、当該期限が到来してもなお提出されないとき。

(完了通知)

第10条 市長は、損壊家屋等又は災害廃棄物の解体及び撤去等を実施し、完了したときは、申請者に対し、損壊家屋等の解体及び撤去等の完了について（様式第11号）を発行するものとする。

(管理事務の委託)

第11条 市は、この要綱に基づく解体及び撤去等に伴い生じる管理その他の事務を、外部に委託することができる。

(補足)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、損壊家屋等の解体及び撤去等に関し必要な事項については、災害等の被害の程度に応じて、その都度市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 6 年 11 月 21 日から施行する。